

資源ごみ回収推進団体報奨金交付手続きについて

備前市では、町内会・PTA・子供会等の市民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収を奨励するため、一定条件のもとに報奨金を交付します。

これは、限りある資源を大切にするとともに、市内に排出される生活ごみの減量化・資源化を図ることを目的としています。

下記事項をよくお読みいただいた上で、希望する団体はお申し込みください。

<対象となる団体>

対象となる団体は、自主的に資源ごみの集団回収を実施する市民団体で、次の各号のいずれにも該当しなければなりません。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 営業を目的としない団体であること。

<資源ごみ回収品目>

報奨金の対象品目は、次のとおりです。

古紙類、繊維類、金属類、ビン類、その他有価物（ペットボトル、バッテリー）

<報奨金>

報奨金の額は、**回収重量1kgについて5円**です。

<申請の手続き>

申請の手続きについては次のとおりです。

- ① 「資源ごみ回収推進団体登録申請書」（様式第1号）を4月1日から5月31日までに提出し、市の登録団体になっていただきます。登録団体になっていない場合は、資源物回収をしても報奨金の交付対象となりませんので、忘れずに申請してください。
なお、**登録団体の有効期限は当該年度**だけです。
- ② 登録団体は、それぞれの団体で自主的に集団回収を実施してください。
その際、回収業者に「資源ごみ買上明細書」（様式第3号）に記入してもらい、これを報奨金交付申請まで保管しておいてください。
- ③ 振込口座は、必ず団体名義のものを利用ください。（平成24年度より、個人口座への振込はお断りいたします。）
金融機関とのトラブルを避けるため、申請時に振込口座の記入内容に誤りがないか確認を行っています。

報奨金の交付申請を行う際には、通帳をお持ち頂くかコピーの添付をお願いします。

< 集団回収を実施した後 >

- ① 4月から9月までに行った集団回収は、10月15日までに「資源ごみ回収推進団体報奨金交付申請書」(様式第2号)に「資源ごみ買上明細書」(様式第3号)の実施回数分を添付して、報奨金を請求してください。
- ② 10月から3月までに行った集団回収は、3月31日までに①と同じ手続きをしてください。また**3月中に報奨金の交付を受けたい場合は、2月末までに請求**してください。

< 報奨金の返還 >

報奨金の交付を受けた団体が、次の各号に該当した場合は、報奨金を返還していただきます。

- ① 報奨金の申請に不正があったとき
- ② その他不適当と認められる事実があったとき

《その他》

集団回収を実施する場合、回収業者と下記のことについて事前によく打ち合わせした後に実施してください。

- ・ 回収品目
- ・ 引取単価
- ・ 引取手数料が買取価格を上回る場合の料金の支払方法 など

問い合わせ先

備前市役所 市民生活部 環境課 電話 64-1821

【参考】報奨金の計算例

品目 A : 100 キロ (買取価格 60 円)
B : 70 キロ (買取価格 0 円)
C : 100 キロ (買取価格 △3 円) を回収した場合

有価物の買取代金 (回収業者から各団体へ支払われます)		備前市からの報奨金 (市から各団体へ交付されます)	
A	60 円 × 100 キロ = 6,000 円	A	5 円 × 100 キロ = 500 円
B	0 円 × 70 キロ = 0 円	B	5 円 × 70 キロ = 350 円
C	△ 3 円 × 100 キロ = △300 円	C	5 円 × 100 キロ = 500 円
	計 5,700 円		計 1,350 円

※買取価格は回収業者により異なりますので、取引業者にご確認ください。